修習専念資金交付日一覧（予定）（※１）
第７７期司法修習生（選考申込者）

	貸与単位期間（※2）	修習専念資金 交付日（※3）
第1回	令和6年3月21日～4月20日	令和6年4月15日
第2回	4月21日～5月20日	5月15日
第3回	5月21日～6月20日	6月17日
第4回	6月21日～7月20日	7月16日
第5回	7月21日～8月20日	8月15日
第6回	8月21日～9月20日	9月17日
第7回	9月21日～10月20日	10月15日
第8回	10月21日～11月20日	11月15日
第9回	11月21日～12月20日	12月16日
第10回	12月21日～令和7年1月20日	令和7年1月15日
第11回	1月21日～2月20日	2月17日
第12回	2月21日～3月20日	3月17日
第13回	3月21日～通常修習期間の末日	未定

※１
　令和５年１１月８日時点の予定です。

※２
　貸与単位期間とは、通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に応当する通常修習期間内の日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の通常修習期間の開始の日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内にないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間（司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則第2条第1項）。

※３
　修習専念資金交付日とは、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則第2条第2項の「最高裁判所の定める日」です。
　規則及び要綱に定める方法の外、最高裁判所から特段の通知のない限り、貸与決定又は修習専念資金の額の変更決定に基づき定められた額が、最高裁判所から、毎回、支出官等の決定を経て、原則として、修習専念資金交付日に貸与申請時に指定した口座に振り込まれます。
　ただし、金融機関によっては、入金に要する日が異なる場合があります。